

和歌山市入札監視委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市入札監視委員会条例（平成25年条例第64号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第3号の規則で定める事項)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公募型指名競争入札又は指名競争入札において指名されなかったこと。
- (2) 随意契約の相手方と決定されなかったこと。
- (3) 次に掲げる評定の結果について不服があること。

ア 和歌山市工事検査規程（平成10年訓令第2号）第15条の工事の成績の評定

イ 和歌山市請負工事監督規程（平成11年訓令第12号）第11条第1項の工事成績の評定

ウ 和歌山市建設工事に係る委託業務事務取扱規程（平成24年訓令第6号）第8条第1項（第19条において準用する場合を含む。）の委託業務の成績の評定

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。